

茅ヶ崎市・寒川町  
広域連携施策推進計画書  
第2期



## 目 次

|                  |    |
|------------------|----|
| 1. はじめに          | 2  |
| 2. 茅ヶ崎市、寒川町について  | 3  |
| 3. 1市1町間での連携状況   | 5  |
| 4. 計画書第1期の総合検証結果 | 7  |
| 5. 計画書第2期について    | 8  |
| 6. 各事務事業の概要      | 10 |
| 継続推進事業           | 10 |
| 重点推進事業           | 12 |

## 1. はじめに

---

社会を取り巻く環境は複雑化・高度化しており、住民の暮らしと地域経済を守るためには、自治体が行政上の諸課題に的確に対応し、持続可能な形で、質の高い行政サービスを提供する必要があります。

このような状況を踏まえ、国においては、市町村間の広域連携を推進しており、第32次地方制度調査会の答申では、第31次地方制度調査会の答申に引き続き、三大都市圏の市町村は他の都市と相互補完的・双務的に適切な役割分担を行うことが有用であるとしています。

茅ヶ崎市と寒川町（以下「1市1町」）では、住民の通勤や通学、経済活動、住民活動等が同一の区域としてまとまっているため地域的な結びつきが強く、これまでも官民間わず様々な広域連携・交流が行われてきました。このような状況を踏まえ、1市1町は平成元年12月6日に住民の福祉向上に資することを理念とした「協定書」を締結しました。

この理念を達成するために、平成25年8月に1市1町の広域連携で目指す姿及び期待される効果などを示した「茅ヶ崎市・寒川町の広域連携に関する基本的な考え方（以下「基本的な考え方」）」を策定しました。平成26年度には、この基本的な考え方に基づき、具体的な取組を示した茅ヶ崎市・寒川町広域連携推進計画書第1期（以下「計画書第1期」）を策定し、位置付けられた事業を実施してまいりました。

平成30年度に計画書第1期の期間が終了したことに伴い、5年の計画期間における各取組の成果等の検証を行ったうえで、さらなる発展的な広域連携を進めるため、茅ヶ崎市・寒川町広域連携推進計画書第2期（以下「計画書第2期」）を策定しました。

令和元年度から2年度まで、「基本的な考え方」に基づき、位置付けられた「継続推進事業」、「重点推進事業」を中心に取組を進めてまいりましたが、各事業の検証を経て、今後の取組の充実化を図るため計画書第2期の改訂を行いました。

引き続き、計画書第2期をもとに1市1町の共通区域を生かした広域連携により、住民の福祉の向上を実現します。

### [茅ヶ崎市・寒川町の広域連携に関する計画書等]

- ・ 1市1町の広域連携に関する「協定書」（平成元年12月）
- ・ 茅ヶ崎市・寒川町広域連携に関する基本的な考え方（平成25年8月）
- ・ 茅ヶ崎市・寒川町広域連携推進計画書第1期（平成26年4月）
- ・ 茅ヶ崎市・寒川町広域連携推進計画書第2期（令和元年7月）（本書）

## 2. 茅ヶ崎市、寒川町について

### 1. 1市1町の概要



#### 茅ヶ崎市

神奈川県の中南部、東経 139 度 24 分、北緯 35 度 20 分に位置し、東京から西に 50km 圏内にあります。面積は 35.76km<sup>2</sup>、東西 6.94km、南北 7.60km で、周囲は 30.46km に及んでいます。気候も四季を通じて温暖という環境から、明治から昭和初期にかけては湘南の別荘地、保養地といわれてきました。こうした自然に恵まれた住みよい条件のなかで、昭和 22 年 10 月、神奈川県内で 8 番目の市として市制を施行し、昭和 30 年 4 月には旧小出村との分村合併により現在の市域となりました。その後、東京、横浜への交通の利便性や恵まれた自然環境を背景に急激な都市化が進み、平成元年 12 月に県内で 7 番目の 20 万都市に発展しました。



#### 寒川町

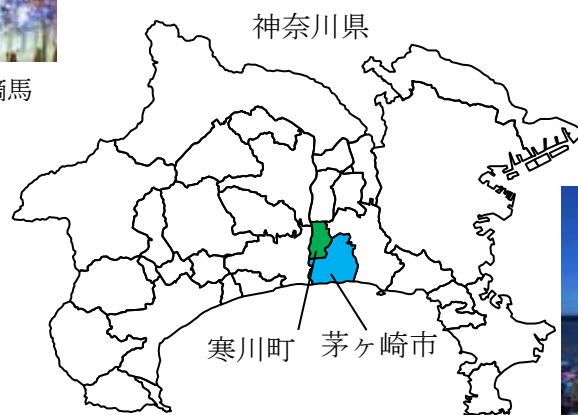
東経 139 度 23 分 4 秒、北緯 35 度 22 分 23 秒に位置し、首都圏から 50km 圏内にあります。神奈川県の中南部を流れる相模川の河口から上流約 6km の左岸に位置し、湘南地域の一角を占めています。町域の面積は、13.42km<sup>2</sup>で、東西 2.9km、南北 5.5km と南北に長く、標高は約 5~27m で、おおむね平坦な地形で、東部は相模野台地の南西部に位置し、そのほかは相模川、小出川及び目久尻川によって形成された沖積低地となっています。台地部分は宅地と畑が大部分を占め、山林はわずかしかなりありません。沖積低地は、水田の割合が多いものの、昭和 30 年代以降の埋め立てにより宅地化された地域もかなりあります。



寒川神社流鏝馬



浄見寺山門と桜



パンプトラックさむかわ



サザンビーチ

## 2. 1市1町のつながり

1市1町は、古くからの住民同士の交流により、歴史や文化的なつながりがあります。また、行政関係や住民生活等に係わる区域が同一のものが多くあります。

### 1市1町の共通事項（一例）

| 分類      | 項目                    | 団体等の名称・概要   |
|---------|-----------------------|---|
| 行政関係    | 都市計画区域                | 茅ヶ崎都市計画   |
|         | 警察署の管轄                | 神奈川県茅ヶ崎警察署  |
|         | 保健所の所管区域              | 茅ヶ崎市保健所   |
|         | 交通安全協会の活動範囲           | 茅ヶ崎地区交通安全協会   |
|         | 神奈川県営水道の営業所           | 神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所   |
| 各種団体の区域 | 医師会の区域                | (一社) 茅ヶ崎医師会   |
|         | 歯科医師会の区域              | (一社) 茅ヶ崎歯科医師会   |
|         | 薬剤師会の区域               | (一社) 茅ヶ崎寒川薬剤師会  |
|         | 獣医師会の区域               | (公社) 神奈川県獣医師会茅ヶ崎寒川支部  |
|         | 神奈川県土建一般労働組合の支部       | 神奈川県土建一般労働組合茅ヶ崎寒川支部   |
|         | 神奈川県建築事務所協会の支部        | 神奈川県建築士事務所協会茅ヶ崎寒川支部   |
|         | 神奈川県理容生活同業組合の支部       | 神奈川県理容生活同業組合茅ヶ崎支部   |
|         | 神奈川県管工事業協同組合の支部       | 神奈川県管工事業協同組合茅ヶ崎支部   |
|         | 食品衛生活動の区域             | 茅ヶ崎地区食品衛生協会   |
|         | 中学校体育連盟の地区            | 茅ヶ崎地区中学校体育連盟  |
| 歴史・文化   | 茅ヶ崎海岸浜降祭              | 茅ヶ崎市南湖で行われる寒川神社の祭礼。「神奈川県無形民俗文化財」や「かながわのまつり 50 選」に選出されている神事。 |
|         | 下寺尾官衙遺跡群              | 国の史跡に指定された下寺尾官衙遺跡群を含む寒川町・茅ヶ崎市に跨がる遺跡群。                       |
|         | 寒川神社・鶴嶺八幡宮            | 寒川神社は相模国一之宮。鶴嶺神社は、明治6年から10年まで同社の摂社となっていた。                   |
|         | 大山街道（田村通り大山道）         | 茅ヶ崎市内を東西に横切り、寒川町の一之宮を通り伊勢原市の大山に至る参詣道。                       |
|         | 八王子道（魚道）              | 相模川沿いを北上し八王子に通じた道。明治から昭和の戦前にかけて「さかな道」と呼ばれ、魚の行商人で賑わっていた。     |
|         | 相模線開通                 | 相模川の砂利輸送のために、大正10年に茅ヶ崎～寒川間、大正15年に寒川～倉見間が開通。                 |
|         | 大岡越前守忠相<br>(通称：大岡越前守) | 「大岡裁」で全国的に有名な江戸時代の名奉行。忠相の墓所は茅ヶ崎市に、所領は寒川町に所在。                |

### 3. 1市1町間での連携状況

---

#### 1. 1市1町間等の事務委託

- (1) 茅ヶ崎市が寒川町に事務委託
  - ①し尿処理に関する事務、平成5年4月1日～
  - ②資源物処理に関する事務、平成24年4月1日～
- (2) 寒川町が茅ヶ崎市に事務委託
  - ①火葬に関する事務、平成6年4月1日～
  - ②可燃ごみ処理に関する事務、平成14年10月1日～
  - ③不燃ごみ処理に関する事務、平成27年4月1日～
  - ④消防指令業務に関する事務、平成28年2月15日～
  - ⑤消防業務に関する事務 令和4年4月1日～（予定）
- (3) 神奈川県が茅ヶ崎市に寒川町域の業務の一部を事務委託
  - ①寒川町域の保健所業務、平成29年4月～

#### 2. 各種相談窓口の相互利用等

- (1) 相談窓口の相互利用
  - ①消費生活相談窓口、平成17年10月3日～
  - ②司法書士相談窓口、平成27年4月1日～
- (2) 相談窓口の共同実施
  - ①在宅医療に関する相談窓口、平成29年6月1日～※

#### 3. 施設の相互利用等

- (1) スポーツ施設の市外又は町外の団体への利用開放
  - ①寒川町田端スポーツ公園、平成28年4月1日～※
- (2) 他団体の公の施設の利用
  - ①茅ヶ崎市地域医療センターの寒川町民の利用、平成31年4月1日～

※計画書第1期に事務事業として掲載され、実現したものです。

#### 4. 協定（上記「1. 事務委託」や「2. 相互利用」を除いた協定のうち、本計画に関係のある協定の一例）

- (1) 1市1町の広域連携に関する「協定書」（平成元年12月）
  - 〔締結日〕平成元年12月6日
  - 〔締結者〕茅ヶ崎市、寒川町
  - 〔内容〕住民福祉の向上に資することを目的に広域的な事務事業について、1市1町相互に連携して共通課題を処理します。

(2) 災害時における身元不明遺体の身元確認の協力に関する協定

[締結日] 平成 27 年 5 月 25 日

[締結者] 茅ヶ崎市、寒川町、茅ヶ崎警察署、茅ヶ崎歯科医師会

[内 容] 災害時に多数の死者が生じた際、身元不明遺体の身元確認業務を迅速かつ的確に実施し、遺体を速やかに遺族等に引き渡す。

5. 計画書第 1 期において連携体制が整った事務事業

毎年度事業改善を図り、今後も継続して、1 市 1 町で連携して取り組みます。

(1) 生涯学習

①大学連携講座（担当課：市文化生涯学習課、町学び推進課）

住民の多様で高度な学習ニーズに応えるため、茅ヶ崎市、寒川町、大学との連携による公開講座や出張講座等を開催し、生涯学習の充実と住民の学習機会の拡大を図ります。

②生涯学習指導者研修（担当課：市文化生涯学習課、町学び推進課）

生涯学習活動の活性化を目指し、生涯学習指導者や生涯学習活動に意欲のある方に研修の機会を提供し、指導者間の情報交換を図りながら、地域での生涯学習活動の充実を図ります。

さらに、本研修を通じて地域人材の発掘を図ります。

③歴史・文化財等普及事業（担当課：市社会教育課、町教育政策課/寒川文書館）

1 市 1 町に関わる行事、祭事、遺跡、郷土の歴史等の認識を深め、自分の住む地域の素晴らしさを再確認するために、講演会などを開催し、歴史的なつながりの相互の理解の醸成を図ります。

④スポーツ・健康イベント（担当課：市スポーツ推進課、町スポーツ課）

市民町民の健康増進のため、スポーツイベント等を開催し、スポーツの参加機会や健康について学習する機会を提供します。

(2) 児童・生徒の交流

1 市 1 町は、茅ヶ崎寒川地区教育研究会において、音楽会や弁論大会、美術展などを実施し、児童・生徒の経験を広め、社会性や豊かな人間性を育みます。

(担当課：市学校教育指導課、町学校教育課)

(3) (仮称) 河童徳利ひろば整備

茅ヶ崎市では、茅ヶ崎市西久保地区に伝わる民話「河童徳利」（かながわ昔話 50 選の 1 つ）の伝承を目的に、広場整備を進めます。広場予定地は、茅ヶ崎市域と寒川町域をまたがっています。

(担当課：市公園緑地課、町都市計画課)

## 4. 計画書第1期の総合検証結果

---

### 1. 成果

計画書第1期では、3つの目的（住民サービスの向上、事務の効率化、市町相互の組織強化）を柱に据えて、各目的にかなう具体的な事務事業を実施しました。これらの事務事業により、目指す姿である「1市1町の地域的な結びつきの強さを生かした広域連携の取組を通じて、厳しい財政状況の中でも自立可能な行財政運営の実現を図り、住民の福祉の向上を目指します。」に寄与することができました。

また、計画期間（5年間）を通じて、1市1町の連携が図られ、多くの事務事業が継続して実施できる体制が整いました。

#### 目的1 住民サービスの向上（10 事務事業）

生涯学習や社会教育、歴史、スポーツ等に関する講座やイベント等を連携して実施することで、相互利用を図り、1市1町の団体や個人の様々な活動の輪が広がり、住民の参加機会の拡大が図られました。

また、様々な取り組みについて、広報紙やSNSによる情報発信を連携して行い、幅広く情報を周知することで、住民が相互に1市1町の情報を得やすい状況を整えました。

#### 目的2 事務の効率化（2 事務事業）

1市1町の協同により、平成29年6月に茅ヶ崎市保健所に「在宅ケア相談窓口」を開設しました。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、在宅医療と介護を一体的に提供する事業を協同で実施しました。

#### 目的3 市町相互の組織強化（4 事務事業）

人事交流や合同研修により、相互理解や協調関係を構築するとともに、広域的視野の養成や能力向上が図られました。

### 2. 課題

計画書第1期にて取組を進めることで、市町の連携体制は整い、計画書第2期には位置付けずに自立した取組とすることができたものがある一方で、市町の将来を展望した広域連携の取組である事務事業1-10の消防の広域化に関する検討や、2-1 機関の共同設置に関する調査研究、2-2 保健福祉分野の連携に関する調査研究については、さらに協議を進める必要があります。

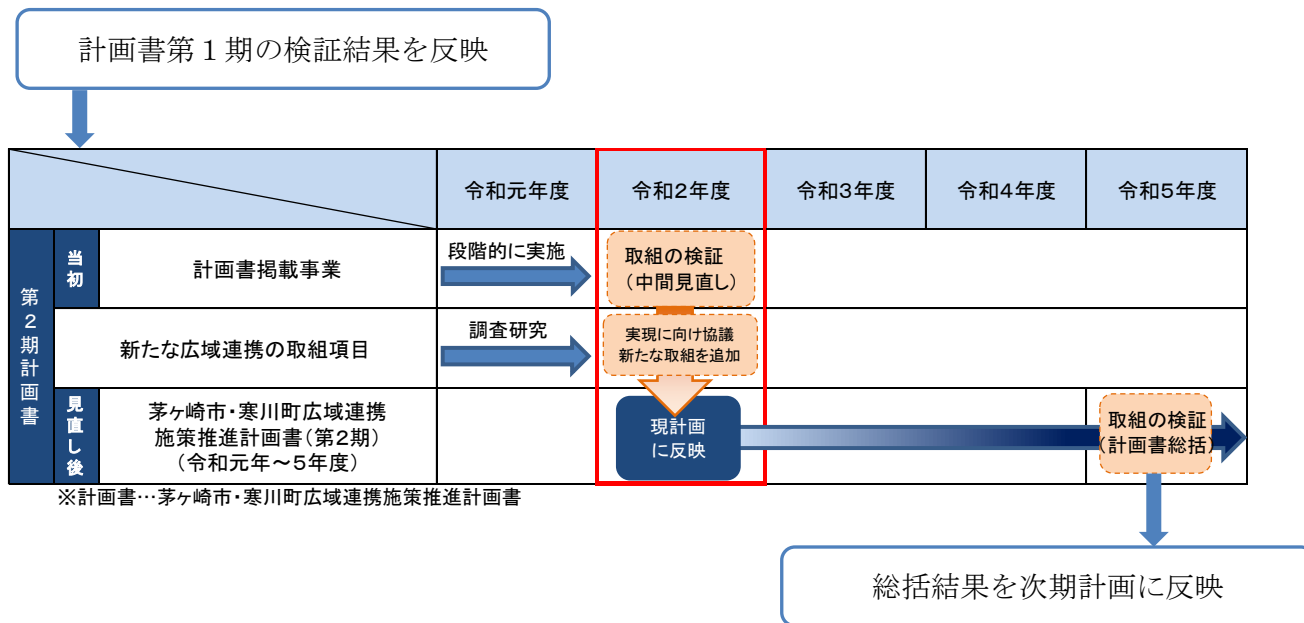
また、計画書第1期では、目的毎に事務事業を設定し、事務事業が相互連携することで相乗効果を期待していましたが、今後は、さらに相互連携を強化し一体的に事務事業を進めるため、計画書第2期では体系の見直しが必要です。



## 5. 計画書第2期について

### 1. 計画書第1期の総合検証の反映、計画書期間

計画書第1期の総合検証を反映し計画書第2期を策定しました。  
 計画書期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間とします。



### 2. 計画書第2期の目指す姿、目的

計画書第1期を継承し、次のとおりとする。

#### (1) 目指す姿

1市1町の地域的な結びつきの強さを生かした広域連携の取組を通じて、厳しい財政状況の中でも自立可能な行財政運営の実現を図り、住民の福祉の向上を目指します。

#### (2) 計画書の目的

目指す姿を実現するため、次の目的に応じた取組を推進します。

| 目的        | 期待される効果                     |
|-----------|-----------------------------|
| 住民サービスの向上 | 住民の参加機会の拡大、住民の費用負担の軽減 等     |
| 事務の効率化    | 事務手続きの簡素化・短縮化、経費の削減 等       |
| 市町相互の組織強化 | 広域的課題への迅速な対応、多様な住民ニーズへの対応 等 |

### 3. 推進体制

本推進計画書の取組を着実に推進するため、1市1町の市町長、副市町長、企画担当部長で組織する茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議、その下に広域連携担当課で組織する作業部会を設置します。

#### 4. 計画書第2期の体系

計画書第1期では、目的毎に事務事業を設定しましたが、計画書第2期では、さらに相互連携を強化し一体的に事務事業を進めるため、3つの目的に全事務事業を設定します。

<計画書第1期>

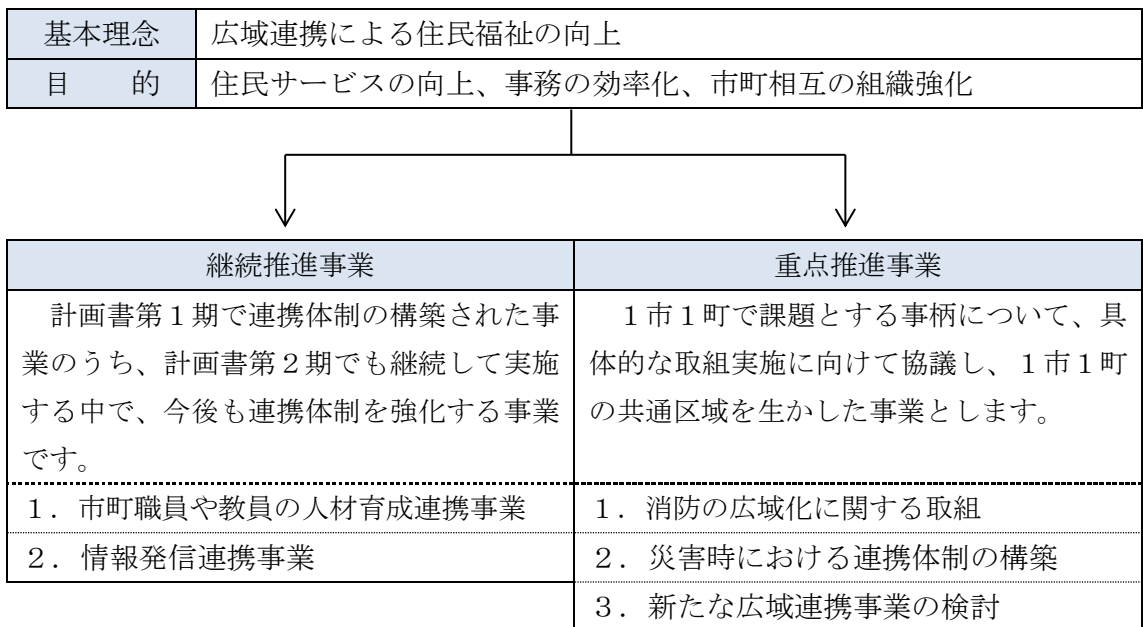
| 目的        | 事務事業数 | →<br>事業実施 | 目指す姿の実現 |
|-----------|-------|-----------|---------|
| 住民サービスの向上 | 10    |           |         |
| 事務の効率化    | 2     |           |         |
| 市町相互の組織強化 | 4     |           |         |

<計画書第2期>

| 目的                                 | 全事務事業 | →<br>事業実施 | 目指す姿の実現 |
|------------------------------------|-------|-----------|---------|
| 住民サービスの向上、<br>事務の効率化、<br>市町相互の組織強化 |       |           |         |

#### 5. 計画書第2期の事務事業の区分

1市1町の課題を解決に向け、1市1町の将来を展望した取組に注力するため、各事務事業は、継続推進事業と重点推進事業に区分します。



## 6. 各事務事業の概要

---

### 1. 継続推進事業

#### 1 市町職員や教員の人材育成連携事業

##### (1) 事業概要

市町職員の人事交流や合同研修を通して、相互理解や能力向上、市町職員間の人脈形成などを図ります。

また、教員については、人事交流により他地区の教育環境を経験することで、教員の能力向上や市町教員間の人脈づくりなどを図ります。

##### (2) 主な事業内容

###### ①人事交流（担当課：市職員課、町人事課）

これまで1市1町で連携を行っている部署や今後連携を充実強化していく部署を対象に職員を相互に派遣し、人事交流を実施します。

###### ②合同研修（担当課：市職員課、町人事課）

1市1町の共通課題をはじめ、課題解決プロセスにおける広域的視野を養うとともに能力向上などを目的とした研修を開催します。

###### ③教員の人事交流（担当課：市学務課、町学校教育課）

湘南三浦教育事務所管内ではこれまでも教員の人事交流が行われてきましたが、1市1町では状況に応じて教員を派遣し、人事交流を実施します。

##### (3) 効果

市町職員の人事交流は、広域的視野の養成や能力向上を図り、市町職員間の人脈をつくるとともに、相互理解・相互応援と協調関係のもとに市町連携の円滑な施策推進により、市町相互の発展を図ります。

職員研修は、1市1町共通区域の課題解決方法を習得することで、施策構築能力向上などの人材育成を図るとともに、市町職員間の人脈づくりを図ります。

また、教員の人事交流は、教員の人材育成を図るとともに、教員が1市1町の特色ある教育を学び、取り入れることで、教育の質的向上を図ります。

## 2 情報発信連携事業

### (1) 事業概要

情報の相互発信や合同記者発表により、効果的に広く情報発信します。また、1市1町の広報紙をJR茅ヶ崎駅、寒川駅に配架することで、市民町民はもとより、他市町の住民にも広く情報を発信します。

### (2) 主な事業内容

#### ①情報の相互・合同発信（担当課：市秘書広報課、町広報戦略課）

1市1町が連携して実施するイベント等の情報をそれぞれのツイッターや広報紙等で発信します。

また、合同記者発表により、効果的な情報発信を行います。

#### ②1市1町広報紙の駅舎内相互配架（担当課：市秘書広報課、町広報戦略課）

電車の乗降者などが多いJR茅ヶ崎駅、寒川駅に1市1町の広報紙を相互に配架します。

### (3) 効果

様々な手段において、相互に情報を発信することで、広く情報を周知することができます。

また、イベントや講座等を市民町民相互に利用できる形で開催したとしても、開催地の住民に大きく偏っていることが計画書第1期の課題として挙げられているため、その課題解決の一助として活用することができます。

## 2. 重点推進事業

### 1 消防の広域化に関する取組

#### 現状

- ・生産年齢人口の減少や高齢化の進行等に伴う1市1町の歳入減、歳出増が想定されま
- ・1市1町の救急搬送は、過去10年で増加しており、今後も高齢化の進行に伴う救急需要の増加が見込まれます。
- ・消防の広域化（消防本部を統合すること）は、平成28年4月1日から1市1町において検討を進めてきており、令和4年度からの消防の広域化に向けて進めることについて、平成30年度には茅ヶ崎市と寒川町との消防業務に関する事務の委託に関する規約及び協議書において合意しています。

#### 課題

- ・将来にわたり持続可能な消防体制の確立が必要です。
- ・救急需要の増加に対応するために、消防力を向上させる必要があります。
- ・消防の広域化後の消防業務の統合が円滑に進むように、事前準備を行う必要があります。

#### 事業目的

将来にわたり持続可能な消防体制を確立するために、消防の広域化に向けた準備を進め、消防力の向上や効率的な消防運営に努めます。

#### 主な事業内容・効果

取組1 消防の広域化に備え、人事交流の強化を行います。

[担当課] 市消防総務課、町消防総務課

平成26年4月から実施している2年間2人ずつの長期の人事交流に加えて、半年以下4~6人ずつの短期の人事交流も実施します。また、合同訓練及び研修も併せて実施します。

効果1-1 1市1町の人事交流の累計者数を増やすことは、人脈形成や相互理解等による1市1町の消防業務の統合が進み、消防の広域化後の円滑な消防業務への移行につながります。

| 2年間の人事交流の予定者数 |            |            |
|---------------|------------|------------|
| 茅ヶ崎市          | 5人         | 7人         |
| 寒川町           | 5人         | 7人         |
| (平成30年度末時点)   | (令和2年度末時点) | (令和3年度末時点) |

|                |    |            |            |
|----------------|----|------------|------------|
| 半年以下の人事交流の予定者数 |    |            |            |
| 茅ヶ崎市           | 5人 | 37人        | 30人以上      |
| 寒川町            | 3人 | 30人        | 30人以上      |
| (平成30年度末時点)    |    | (令和2年度末時点) | (令和3年度末時点) |

**効果1-2** 1市1町合同の訓練及び研修を行うことで、消防の広域化後の具体的な準備や実務的な調整を行うことができるため、消防の広域化後の消防業務の統合への円滑な移行につながります。

**取組2** 消防の広域化後の出動体制を整えます。

[担当課] 市消防総務課、市警防救命課、市指令情報課、町消防総務課、町予防課

令和2年度に調整を行った部隊運用の基準を令和3年度から実施する消防指令システムの改修に盛り込み、1市1町を一つの区域と捉えた新たな出動体制を整えます。

**効果2** 消防の広域化後、火災事案や救急事案発生時において、1市1町を一つの区域として捉え、状況に適した対応が可能となります。

**取組3** 消防の広域化により、消防力の向上を図ります。

[担当課] 市消防総務課、町町民安全課

消防の広域化後は、より早く現場到着できる直近の部隊が出動することや、消防、救助及び救急事案に対し、より充実した部隊運用ができることなどによる消防力の向上が期待できます。

**効果3-1** 消防の広域化後は今までのように応援の要請等をしなくても、直近の部隊であれば、茅ヶ崎市に寒川町内配置の出動車両が、寒川町に茅ヶ崎市内配置の出動車両がそれぞれ出動するため、現場到着時間の短縮となります。

特に、1市1町の行政境を越えた直近の部隊の出動は、現状に比べて現場到着時間の短縮となります。

市町境を越えた火災出動

|               |           |  |
|---------------|-----------|--|
| 茅ヶ崎市から寒川町への出動 | 2件 (令和元年) | → 現場到着時間短縮のため<br>に、市町を超えて出動する<br>件数が増加 |
| 寒川町から茅ヶ崎市への出動 | 1件 (令和元年) |  |

市町境を越えた救急出動

茅ヶ崎市から寒川町への出動 25 件 (令和元年)  
寒川町から茅ヶ崎市への出動 1 件 (令和元年)

現場到着時間短縮のため  
に、市町を超えて出動する件数が増加

**効果 3-2** 消防の広域化後、現場対応の総部隊数が増加するとともに、待機部隊数も増加します。災害事案が重複して発生した場合でも、待機部隊数が増加することにより、重複して発生した災害への対応が、今までよりも充実します。

消防隊

茅ヶ崎市 7 隊  
寒川町 1 隊

消防の広域化後、消防隊は 8 隊になります  
茅ヶ崎市としては 1 隊、寒川町としては 7 隊の増隊

救急隊

茅ヶ崎市 7 隊  
寒川町 2 隊

消防の広域化後、救急隊は 9 隊になります  
茅ヶ崎市としては 2 隊、寒川町としては 7 隊の増隊

**取組 4** 消防の広域化により、効率的な消防運営を図ります。

[担当課] 市消防総務課、町町民安全課

消防の広域化により、重複する人員や車両を削減することなどにより、効率的な消防運営が期待できます。

**効果 4-1** 効率的な消防運営による人員の削減

消防の広域化開始時 2 人削減  
新たな分署又は出張所の設置時 2 人削減

消防の広域化後、  
消防職員 4 人削減

※重複する消防長、消防署長の役職は削減する。

**効果 4-2** 効率的な消防運営による車両の削減

消防の広域化開始時 1 台削減  
2 台移管 (寒川町へ)

※ (寒) 指揮車を削減、(茅) 救助工作車と (寒) 化学車は非常用として運用し、更新しない

※ (寒) 指令車と資機材搬送車を寒川町消防本部から寒川町町民安全課へ移管

消防の広域化後、1 市 1 町で車両 1 台削減、車両 2 台を移管

効果4-3 消防の広域化による国や県の財政支援等の確保

|   | 財政支援                          | 対象                             | その他                         |
|---|-------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|
| 国 | 特別交付税                         | 消防広域化準備経費<br>消防広域化臨時経費         | 特別交付税措置                     |
| 国 | 緊急防災・減災事業債<br>(令和7年度まで)       | 消防署所等の整備<br>消防車両等の整備           | 起債率：100%<br>交付税算入率：70%      |
| 国 | 施設整備費補助金                      | 消防指令センター等の整備                   | 交付決定にあたって配慮される（優遇）          |
| 国 | 緊急消防援助隊補助金                    | 緊急消防援助隊登録車両の整備                 | 令和3年度まで：交付決定にあたって配慮される（優遇）  |
| 県 | 市町村地域防災力強化事業費補助金<br>(令和7年度まで) | 広域化に伴う施設・設備等の整備<br>消防指令センターの整備 | 補助率：2分の1<br>※起債事業の補助上限は1千万円 |

事業スケジュール

| 取り組み                      | 令和元年度        | 令和2年度                             | 令和3年度       | 令和4年度                     | 令和5年度                 |
|---------------------------|--------------|-----------------------------------|-------------|---------------------------|-----------------------|
| 人事交流の強化                   | 交流方法の検討      | 短期の人事交流者の増員                       |             | 消防の広域化の開始                 |                       |
|                           | 合同の訓練及び研修の検討 | 合同の訓練及び研修の実施                      |             | 消防の広域化の検証、改善              |                       |
| 消防広域化後の出動体制の整備            | 部隊運用の検討      | 運用要綱・整備指針の見直し<br>消防指令システムの改修方法の検討 | 消防指令システムの改修 | 消防の広域化の開始<br>消防の広域化の検証、改善 |                       |
|                           |              |                                   |             |                           |                       |
| 消防の広域化による消防力の向上及び効率的な消防運営 |              | 消防の広域化に向けた調整                      |             | 消防の広域化の開始<br>消防の広域化の検証、改善 |                       |
|                           |              |                                   |             |                           | 消防の広域化に伴う国及び県の財政支援の活用 |



## 2 災害時における連携体制の構築

### 現状

- ・自治体が行う災害時の応急対策活動は、首長の権限に基づき災害対策本部が執行します。
- ・1市1町の共通事項が多く(4ページ参照)、また、事務委託などにより1市1町間で連携していますが、(5ページ参照)災害時における1市1町間の連絡・調整体制が十分に構築されていません。
- ・1市1町間で事務委託している業務等を含め、災害時の対応方法が不明確です。

### 課題

- ・隣接自治体間の連携活動では、災害時を念頭においた相互応援協定や首長からの応援要請などの法的根拠や体制を整えておく必要があります。
- ・災害時における1市1町間の連絡・調整体制を構築する必要があります。
- ・災害時に1市1町で連携が必要な事項について、対応方法を明確にする必要があります。

### 事業目的

災害時に迅速かつ適切に対応するため、1市1町で連携する災害対応方法の確立や1市1町の災害対策本部間の連絡・調整体制を構築します。

### 主な事業内容・効果

**取組1** 1市1町の災害対策本部間の連絡調整体制を構築します。


[担当課] 市防災対策課、町町民安全課

共通の区域(保健所、消防指令業務、し尿処理、廃棄物処理等)が多いことから1市1町の災害対策本部事務局レベルの連絡調整体制を構築します。

**効果1** 総合的な連絡・調整体制を確立し、1市1町の災害対策本部間で情報共有することで、広域連携による効果的な災害対応を行うことができます。

**取組 2** 保健医療対策・廃棄物処理対策等の連絡調整体制の構築

[担当課] 市防災対策課／市地域保健課／市資源循環課  
町町民安全課／町健康づくり課／町環境課



自治体は基本的に地域防災計画に基づき、域内における災害時応急対策活動を行います。災害時に連携が必要な保健医療や廃棄物処理等の分野について、地域防災計画、体制等を見直します。


保健医療（保健師、医療救護チームの派遣等）については、災害時においても必要な保健医療活動を継続し、二次的な健康被害の減少を目的に、災害時における複数の連絡手段の確保や、対応の手順書等の作成及び定期的な通信訓練を実施します。

1市1町において事務委託により連携している、し尿・可燃ごみ・資源物等の廃棄物処理等については、令和元年度に策定した「災害廃棄物処理計画」を踏まえ、災害廃棄物の県外処分先との協定締結を行います。

**効果 2** 連携が必要な分野について、災害時の対応を明確にしておくことで、1市1町の連携による対応を行う根拠を整備することができるとともに、災害時に円滑に対応することができます。

**取組 3** 災害時を想定した合同訓練等を行います。

[担当課] 市防災対策課／関係課等、町町民安全課／関係課等



1市1町の災害対策本部強化のために災害時を想定した訓練を合同で開催します。広域連携による対応については、取組2において体制を整えた事項も含めた訓練を行います。

**効果 3** 取組2において整えた体制も含め、改善点を明確にすることができるとともに、災害時に円滑に連携することができます。

## 事業スケジュール

| 取り組み                      | 令和元年度                 | 令和2年度          | 令和3年度        | 令和4年度                             | 令和5年度 |
|---------------------------|-----------------------|----------------|--------------|-----------------------------------|-------|
| 両市町災害対策本部間の連絡調整体制の構築      | 効果的な連絡体制の検討           |                | 連絡調整体制の構築    | 構築した連絡調整体制による対応<br>(並行して体制の検証、改善) |       |
|                           | MCA無線による通信訓練          |                |              |                                   |       |
| 保健医療対策・廃棄物処理対策等の連絡調整体制の構築 | 地域防災計画や体制の見直し         |                |              |                                   |       |
|                           | 市町間で事務委託している業務の協定の見直し |                |              |                                   |       |
|                           | 災害廃棄物処理計画策定           | 県外の処分先との協定締結調整 | 県外の処分先との協定締結 |                                   |       |
|                           | 保健医療分野における連絡手段の確保     | 保健医療分野における通信訓練 |              |                                   |       |
| 大規模災害に備えた合同訓練の実施          | 実施方法の検討               |                | 合同訓練の実施      |                                   |       |

(参考) 既に構築されている体制の一例

| 項目         | 部隊等の運用に係わる既存の体制   |
|------------|---|
| 緊急消防援助隊の運用 | 「県知事等の要請」により消防庁長官が他都道府県知事に必要な措置を求めて派遣される。また、緊急を要する場合は「消防庁長官の他都道府県知事への求め」により派遣される。 |
| 警察災害派遣隊の運用 | 県公安委員長から管区警察などへの「援助の要請」や、県知事から公安委員長への「援助の要請の求め」に基づき他都道府県から派遣される。                  |
| 自衛隊の運用     | 県知事から自衛隊への「災害派遣の要請」や、両市町長から県知事への「災害派遣の要請の要求」に基づき派遣される。                            |
| 保健医療関係者の運用 | 災害医療コーディネータなどが参加する茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議において運用する。                                       |

### 3 新たな広域連携事業の検討

#### 現状

- ・少子高齢化及び人口減少の進展や、人口急増期に集中的に整備した公共施設の老朽化などにより、今後、自治体の財政運営は厳しい状況になることが予想されます。
- ・平成 27 年度に実施した「新たな広域連携に関する調査研究」により各業務の連携の可能性について、共通認識を図っています。

#### 課題

- ・限られた行財政基盤の中で、持続可能な行財政運営を図るため、効果的な新たな広域連携事業を検討する必要があります。
- ・「新たな広域連携に関する調査研究」をもとに機関の共同設置や保健福祉分野の広域連携等の事案を継続して検討する必要があります。

#### 事業目的

新たな広域連携事業を検討し、事業の推進を図ります。

#### 主な事業内容・効果

**取組 1** 国・県の動向や今までの 1 市 1 町の連携状況を踏まえ、新たな広域連携事業や持続可能な自治体経営のための広域連携体制を検討します。

[担当課] 市企画経営課／関係課等、町企画政策課／関係課等

平成 27 年度に実施した「新たな広域連携に関する調査研究」や国や県の動向等のもとに、共通区域を生かした効果的な新たな広域連携事業を検討します。

**効果 1** 少子高齢化社会及び人口減少社会における広域連携のあり方を検討することで、1 市 1 町が将来にわたって持続可能な自治体運営を図るための体制が整備されます。

#### 事業スケジュール

| 取組み              | 令和元年度        | 令和 2 年度 | 令和 3 年度           | 令和 4 年度      | 令和 5 年度 |
|------------------|--------------|---------|-------------------|--------------|---------|
| 効果的な新たな広域連携事業の検討 | 新たな広域連携事業の検討 |         |                   |              |         |
|                  |              |         | ↓ 検討が進み、実施体制が整い次第 | 新たな広域連携事業の推進 |         |

茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画書 第2期

令和元(2019)年7月発行

令和3(2021)年4月改訂

発行 茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議

編集 茅ヶ崎市企画部企画経営課

寒川町企画部企画政策課

〒253-8686

〒253-0196

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

神奈川県高座郡寒川町宮山165

電話 0467-82-1111

電話 0467-74-1111

FAX 0467-87-8118

FAX 0467-74-9141

公式

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

公式 HP <http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>

HP